

議案に対する質疑

各会派の代表者が市長の提出議案に対して、質疑しました。主な内容は次のとおりです。

政友会 芝田 裕美

○議案第2号
 条例改正の概要、特例措置の対象となる雨水貯留浸透施設の概要、及び収税への影響を伺います。

答 ます、改正の概要ですが、

地方税法の一部改正を踏まえ、浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に対し課税標準の特例措置が創設されたことから、本市において特例割合を定めるものです。その内容は、特定都市河川浸水被害対策法等の改正により法的枠組みが整備され、特定都市河川の流域で民間事業者等が浸水防止を図るために整備する雨水貯留浸透施設に係る償却資産について、課税標準に条例で定める割合を乗じる特例措置を令和6年3月31日まで講ずることとなりました。

その割合は、地方税法では3分の1を参酌として、6分の1以上、2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定めるものとなっております。本市は国が示している参酌割合である3分の1とします。

次に、特例措置の対象となる雨水貯留浸透施設について

公明党 富田 信恵

○議案第3号
 条例改正の背景を伺います。

答 ゼロ歳から2歳までの児童を保育する特定地域型保育

連携協力を行う施設を確保する必要があります。

今回の改正は、国家戦略特別区域内において、ゼロ歳から5歳までの児童の保育が可能な国家戦略特別区域小規模保育事業についても、実際に3歳以上の児童の保育を行っていることから、卒園後の受け皿となる連携協力を行う施設として新たに対象に加えるものです。これにより、待機児童が多い傾向にあるとされる国家戦略特別区域において、特定地域型保育事業所の整備促進に資する施策となります。

未来フォーラム 佐藤 剛

○議案第5号
 収益的収入及び支出について、収入の国庫補助金を増額し、支出の委託料を増額する

最後に、収税への影響についてですが、本改正は現状の水災害の軽減を前提に改正するものであり、既存の施設に対して軽減されるものではないため、現状の収税から減収になるものではありませんが、今後対象区域に指定された場合に、該当する施設が設置された際には、特例措置期間である令和6年3月31日まで収税に影響があります。

一例を挙げると、工事の規模や使用する部材などによって異なりますが、事業者が約160トンの雨水貯留槽を設置したときの費用を約1,900万円として算出すると、通常の場合、その償却資産にかかる年間の固定資産税額は約24万7千円ですが、特例割合を採用した場合、その3分の1の約8万2千円となり、約16万5千円の減収になります。

○議案第4号
 高齢者等への検査助成に要する経費について、PCR検査を実施する対象の想定数の根拠を伺います。

日本共産党 松原 美子

○議案第4号
 子育て世帯生活支援特別給付金に要する経費について、補正予算に計上された背景を

伺います。



要因と事業の概要を伺います。

今回増額する委託料は、令和2年度に策定した鎌ヶ谷市公共下水道ストックマネジメント計画に基づき施設の長寿命化を図っていくため、点検や調査を行うものです。国は、社会資本整備のストックを将来に向けて確実に引き継いでいくという観点から、既存施設を計画的に維持管理、更新していくために必要な公共事業予算を安定的、持続的に確保していくとの方針を示しており、本市においても当初予算策定時の想定より多くの交付金が配分されたものと考えています。これにより本市のストックマネジメント計画に位置づけられた施設の点検調査の進捗が図られます。

立憲民主党 津久井 清氏

○議案第4号
 生活困窮者自立支援事業に要する経費について、住宅確保給付金の支給基準と前年度の支給実績を伺います。

まず、住居確保給付金の支給には、世帯の収入と資産に基準があります。初めに、世帯の1月あたりの収入基準額について、単身世帯の場合、基準額8万1千円に上限額4万1千円以内の実際の家賃額を加えた額、二人世帯の場合は、基準額12万3千円に上限額4万9千円以内の実際の家賃額を加えた額などとなり、世帯の人数によって変わります。収入基準額を超える収入がある場合は支給対象外となりますが、収入が基準額を超えているものの、上限額

次に、対象者数については、対象とする介護施設数を拡大したことや、令和2年度における本事業の実績から想定しました。

で、低所得の子育て世帯に対して生活の支援を行うために支給するもので、令和3年5月28日に国から正式な通知があったことにより計上したものです。対象は、ひとり親家庭を除くその他の子育て世帯で、令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の

受給者、18歳未満の児童を養育している者であって令和3年度分の市町村民税均等割が非課税の方、または新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度分の市町村民税均等割非課税相当の収入となった方となります。

○議案第4号
 生活困窮者自立支援事業に要する経費について、住宅確保給付金の支給基準と前年度の支給実績を伺います。

まず、住居確保給付金の支給には、世帯の収入と資産に基準があります。初めに、世帯の1月あたりの収入基準額について、単身世帯の場合、基準額8万1千円に上限額4万1千円以内の実際の家賃額を加えた額、二人世帯の場合は、基準額12万3千円に上限額4万9千円以内の実際の家賃額を加えた額などとなり、世帯の人数によって変わります。収入基準額を超える収入がある場合は支給対象外となりますが、収入が基準額を超えているものの、上限額

次に、令和2年度の支給実績ですが、支給延べ件数は45件、支給合計額は1千723万4千300円でした。

各委員会の委員構成が決まりました

議会運営委員会

- 委員長 森谷 宏
- 副委員長 宗川 洋一
- 委員 松原 美子
- 委員 矢崎 悟
- 委員 佐藤 剛
- 委員 津久井 清氏
- 委員 小易 和彦
- 委員 勝又 勝

総務企画常任委員会

- 委員長 葛山 繁隆
- 副委員長 富田 信恵
- 委員 佐竹 知之
- 委員 森谷 宏
- 委員 針貝 和幸
- 委員 松澤 武人
- 委員 三橋 一郎
- 委員 大野 幸一

都市・市民生活常任委員会

- 委員長 矢崎 悟
- 副委員長 後関 俊一
- 委員 宗川 洋一
- 委員 松原 美子
- 委員 鈴木 哲也
- 委員 泉川 二朗
- 委員 河内 一朗

教育福祉常任委員会

- 委員長 中村 潤一
- 副委員長 伊福 幸一
- 委員 佐藤 清氏
- 委員 津久井 清氏
- 委員 小易 和彦
- 委員 土屋 裕彦
- 委員 勝又 勝

※所属議員2人以上の会派は、議会運営委員の選出ができます。

※所属議員2人以上の会派は、議会運営委員の選出ができます。

※所属議員2人以上の会派は、議会運営委員の選出ができます。

※所属議員2人以上の会派は、議会運営委員の選出ができます。

議案番号等	件名	審議結果
同意案第1号	監査委員の選任について	同意 全会一致

議案番号等	件名	審議結果
議案第1号	鎌ヶ谷市国民健康保険条例及び鎌ヶ谷市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 全会一致
議案第2号	鎌ヶ谷市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 全会一致
議案第3号	鎌ヶ谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 賛成多数
議案第4号	令和3年度鎌ヶ谷市一般会計補正予算(第4号)	原案可決 全会一致
議案第5号	令和3年度鎌ヶ谷市下水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決 全会一致
議案第6号	令和3年度鎌ヶ谷市一般会計補正予算(第3号)	原案可決 全会一致
議案第7号	令和3年度鎌ヶ谷市一般会計補正予算(第5号)	原案可決 全会一致
議案第8号	令和3年度鎌ヶ谷市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決 全会一致
議案第9号	令和3年度鎌ヶ谷市介護保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決 全会一致
同意案第1号	固定資産評価員の選任について	同意 全会一致

※審議の詳細な内容については、8月下旬に市議会ホームページに掲載される会議録をご覧ください。

(お知らせ) 次の定例会議号は、11月15日(月)発行予定です。